

## 西東京市公告

### 土地利用構想の届出について

西東京市人にやさしいまちづくり条例（平成19年西東京市条例第68号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、大規模開発事業における土地利用構想の届出があったので、条例第13条第1項の規定により次のとおり公告し、その届出書及び添付図書を公衆の縦覧に供する。

なお、条例第14条第1項の規定により、近隣住民（条例第2条第10号に定める者をいう。）は、届出のあった大規模開発事業における土地利用構想について、次により市長に対して意見書を提出することができる。

令和7年4月7日

西東京市長 池澤隆史

#### 1 大規模開発事業の内容

- (1) 大規模開発事業の目的 共同住宅の新築
- (2) 開発区域の所在地 西東京市富士町五丁目691番3及び693番2
- (3) 開発区域の面積 2,449.07㎡

#### 2 届出年月日

令和7年3月31日

#### 3 縦覧期間

公告をした日の翌日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。

#### 4 意見書の提出期間

公告をした日の翌日から起算して3週間。ただし、西東京市の休日を定める条例に定める休日を除く。

#### 5 縦覧及び意見書提出の時間

午前8時30分から午後5時まで

#### 6 縦覧場所及び意見書の提出先

西東京市中町一丁目6番8号

まちづくり部都市計画課（西東京市役所保谷東分庁舎2階）